

## 自動車売買契約書

売主 (以下「甲」という。)と、買主 合同会社アイ・ティーリサーチ (オートプロデュースジャパン) (以下「乙」という。)とは、甲乙間の売買契約に関して、以下のとおり合意した。

### 第1条 (売買契約)

甲は、乙に対し、甲所有の下記自動車 (以下「本件自動車」という。) を売り渡し、乙はこれを買受ける。

記

登録番号 \_\_\_\_\_

車名 \_\_\_\_\_

車両形式 \_\_\_\_\_

車体番号 \_\_\_\_\_

### 第2条 (売買代金の額)

本件自動車の売買代金は、金 \_\_\_\_\_ 円 (消費税含む。) とする。

### 第3条 (売買代金の支払時期およびその方法)

乙は、甲に対して、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日限り、第2条の売買代金を支払う。

### 第4条 (引渡し)

甲は、乙に対して、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日、第2条の売買代金の支払と引換えに、本件自動車を引き渡す。

## 第5条 (所有権の移転時期)

本件自動車の所有権は、第3条の支払時に甲から乙に移転する。第3条の支払前に所有名義の変更がなされた場合でも支払時まで甲に本件自動車の所有権を留保する。

## 第6条 (名義の変更手続等)

1. 甲は、乙に対して、本件自動車の取扱説明書、自動車検査証および名義変更手続に要する書類を、第4条の引渡し時に交付する。
2. 名義変更に必要な費用は、乙の負担とする。

## 第7条 (危険負担)

本契約締結時から本件自動車の引渡し時まで、甲の責に帰することのできない事由により、本件自動車が滅失または毀損した場合は、乙の責に帰すべき事由によるものを除き、その危険は甲の負担とする。

## 第8条 (瑕疵担保責任)

1. 乙は、本件自動車の引渡し時に、本件自動車であること、本件自動車の装備・外観等の状態について確認を行う。
2. 甲および乙は本件売買が本契約締結時の現状有姿によるものとし、甲が瑕疵担保責任等の一切の責任を負わないことを確認する。

## 第9条 (解除)

1. 甲または乙は、相手方が本契約の義務の履行を怠った場合には、1週間以上の相当期間を定めた催告の後、本契約を解除することができる。
2. 前項の場合において、解除権者は、相手方に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

## 第10条 (合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には京都地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

## 第 11 条 （協議）

本契約に関して、疑義が生じた場合または定めのない事由が生じた場合には、両当事者は信義誠実の原則に従い協議を行う。

以上本契約の締結の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名捺印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲（売主）

住所

氏名

印

乙（買主）

住所

氏名

印